

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成９年神奈川県規則第113号）の一部を次のように改正する。

別表第９の備考12中「規格K0102の59」を「規格K0102-3の18」に改める。

別表第10の２の備考８（２）中「規格K0102の８」を「規格K0102-1の７」に改め、同表の２の備考８（３）中「規格K0102の10.2」を「規格K0102-1の11.3」に改める。

別表第17の１（２）の表モリブデンの項中「規格K0102の68.2」を「規格K0102-3の27.2」に改め、同表全マンガンの項中「規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5」を「規格K0102-3の15.2、15.3、15.4又は15.5」に改める。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。